

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	リニア未来創造・推進グループ
契約締結年月日	令和 5 年 11 月 17 日
契約者名	東芝エレベータ株式会社
契約名	県立リニア見学センターわくわくやまなし館エレベーター更新工事
契約金額 (税込み)	34,980,000 円
随意契約理由	<p>本工事は、県立リニア見学センターわくわくやまなし館において、令和 5 年度末の部品供給終了を受けて、更新工事を行うものであり、現行設備の部品供給の終了する令和 6 年 3 月末日までに完了する必要がある。</p> <p>更新するエレベーターは、開館（平成 9 年）当初から設置されており、耐用年数を経過しているほか、建築基準法による安全基準及び耐震基準に対応していない。</p> <p>そのため、リニア見学センター来館者の安全確保、満足度維持の観点から、工期および稼働休止を短期間にする必要があり、三方枠、敷居等、品質上更新が必要のない構造物を流用する「準撤去工事」を行う。</p> <p>流用する構造物と更新する部品の規格が合わない場合、全撤去工事となり、別途躯体（床・壁等）の工事が発生するが、適合性については、現地調査及び技術検討の結果により判断した上で設計、部品製造・調達を行うことになる。</p> <p>現行設備の設置者であり、指定管理者において保守管理業務を行っている東芝エレベータ株式会社は昇降路の構造、流用する部品の規格を熟知しており、機材調達を含めて確実に対応することが可能である。</p> <p>一方、他社においては、契約後に追加工事の発生や機材製造の遅れ（既存構造物に合わせた特注品の調達）等により、仕様内での執行ができない可能性がある。</p> <p>以上のことから、本工事については同社以外による施</p>

	<p>工は困難であり、競争入札には適さないものである。同様に、見積書を徴することも困難である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、東芝エレベータ株式会社と随意契約により契約を締結することとし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号